平成２９年（フ）第１６２２号
福岡県筑紫野市光が丘４丁目２番地１　212号
債務者　橋本　仁志
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目22番地　桑野ビル303号
債務者　櫻井　政幸
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２９号
福岡市早良区百道２丁目17番11号　スカイコーポ百道Ｂ棟103号、住民票上の住所福岡県宮若市龍徳133番地118
債務者　横寺　雄一
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６３５号
福岡市中央区今泉２丁目４番48―601号
債務者　中川　馨里
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５８号
福岡市西区大字飯氏963番地11
債務者　三谷　治夫
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６０号
福岡市東区箱崎４丁目38番18号
債務者　青野　由佳
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６４号
福岡県大野城市川久保１丁目17番10―401号
債務者　河野　郁恵
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６８号
福岡市博多区寿町３丁目４番15―602号
債務者　山隈　誠喜
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８４号
福岡市西区拾六町団地７番15―202号
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６９１号
福岡市南区市崎１丁目２番８号
債務者　上床　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７４号
札幌市北区新川３条８丁目４番25号
債務者　藤倉　慶美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８８４号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番37―205号
債務者　千葉　駿一
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６３号
札幌市東区北39条東８丁目１番13号　関ビルＡ２号
債務者　右田真由美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８８号
札幌市中央区南10条西８丁目２番53―202号
債務者　富田美由紀
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５号
北海道登別市若山町４丁目３番地２リバースマウンテン壱番館105
債務者　安藤　　涼
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
盛岡市大新町18番11号　高容ハイツ102号
債務者　大森いずみ
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６６号
岩手県北上市村崎野18地割295番地24　フロンティアハイツスピリットＣ棟102号
債務者　田山　幸男
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部